

随意契約理由

令和8年(2026年)3月10日

契約担当課名	市民協働部 コミュニティ政策課 協働企画係
契約名称	豊中市立市民公益活動支援センター運営業務委託
契約内容	豊中市立市民公益活動支援センター運営にかかる業務の委託
契約締結日	令和8年(2026年)3月10日
契約期間	令和8年(2026年)4月1日～令和11年(2029年)3月31日
契約の相手方	特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク
契約金額	71,995,387円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<p>豊中市立市民公益活動支援センター(以下「センター」という)は、様々な地域団体が自主的に行う市民公益活動を推進し、これを支援するために設置した施設である。</p> <p>センターにおける支援では、専門性が必要であり、市民公益活動団体や地域団体と協働して取り組むためには、様々な団体とのネットワークづくりが重要である。</p> <p>センター運営業務委託にあたっては、価格のみによる競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式を採用し、受託候補者の選定を行った。</p> <p>その結果、『特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク』の団体支援に関する具体的かつ実現可能な事業計画並びに専門性及びネットワークが評価され、優先交渉権者となった。</p> <p>その後、運営方法などの協議を行った結果、当該団体と随意契約を行うこととなった。</p>
備考	